

# 『清流の国ぎふ』地産地消めぐり」活動記事等募集要領

岐阜県農政部農産物流通課

地産地消を県民活動として盛り上げ、生産者、流通業者、消費者等の交流を活性化させることを目的に、「地産地消ぎふ応援団」（以下「応援団」という。）が行う地産地消の取組みを『清流の国ぎふ』地産地消めぐりのWEBサイト（以下「WEBサイト」という。）に紹介する記事（以下「活動記事等」という。）を募集する。

## 1 募集する活動記事等の要件

- ・募集する活動記事等は、以下の要件を満たすものとする。
  - ①応援団が実施する地産地消の取組みであること
  - ②営利のみを追求する取組みでないこと
  - ③虚偽の取組みでないこと
  - ④公序良俗に反する取組みでないこと
  - ⑤その他、県が管理するホームページにおいて情報発信することが不適切と思われる内容でないこと

## 2 活動記事等の申請

- ・WEBサイトにて、応援団自らが活動記事等掲載申請フォームに以下の項目を入力して送信して申請する。

<入力項目>

事業者名（必須）	事業者名を入力ください。
担当者名（必須）	担当者名を入力ください。
電話番号（必須）	日中につながる電話番号を入力ください。
メールアドレス（必須）	メールアドレスを入力ください。
タイトル（必須）	活動記事等のタイトルを入力ください。
本文（必須）	活動記事等の本文を入力ください。
リンク先URL（任意）	活動記事等に関するURLがあれば入力ください。
ファイルアップロード（任意）	活動記事等に関するファイルがあればアップロードください。

- ・申請に用いたテキスト、写真、ファイル等のデータ（以下「申請データ」という。）は、予め申請者の責任において著作権等の処理を行っておくこと。
- ・申請データは、WEBサイトに掲載する許諾があったものとして取扱うこととする。

## 3 活動記事等の公開

- ・県および地産地消めぐりの運営に係る県事業の受託者（以下「事務局」という）が、申請内容を審査する。
- ・審査の結果、1の要件を満たしていると認められた場合、事務局が活動記事等を公開する。な

お、1の要件を満たしていないと認められた場合、申請者にその旨を通知するものとする。

- ・申請データに不備等がある場合、事務局が申請者に問い合わせ、申請データの修正を行うことがある。

#### 4 活動記事等の変更・公開取消し

- ・公開されている活動記事等に変更が生じた場合、申請者は事務局に変更申請すること。事務局は3の活動記事等の公開に準じて処理するものとする。
- ・公開されている活動記事等に不具合等が発覚した場合、事務局は当該記事の公開を取り消すことがある。

#### 5 その他

- ・活動記事等の掲載は無償とする。
- ・通信障害等により活動記事等が公開されていない状態となっても、県は一切の責任を負わないものとする。
- ・活動記事等の公開等によって、申請者に損害が生じた場合であっても、県は一切の補償をしないものとする。
- ・本要領に定めることのほか、活動記事等の募集について疑義が生じた場合は、申請者及び事務局にて協議するものとする。

## 募集する活動記事等（例）

応援団が行う地産地消の取組みの案内や参加者募集、活動実績報告に関する記事等を募集する。  
取組み主体別の活動記事等の（例）は以下のとおり。

### ○生産者・加工業者の場合

- ・消費者等に岐阜県産農畜水産物及びその加工品の魅力の発信  
（直売、量販店等へ出張販売など）
- ・消費者等に県産農畜水産物及びその加工品の試食や評価を求める取組み  
（サンプル提供、モニター調査など）
- ・農作業体験、加工場見学等、消費者との交流活動 など

### ○販売者（飲食の提供含む）の場合

- ・岐阜県産農畜水産物のPR販売や料理の提供  
（岐阜県フェア、生産者等による出張販売など）
- ・県産農畜水産物の取引先等の募集 など

### ○消費者の場合

- ・岐阜県産農畜水産物や地産地消の取組みに関する研修会やセミナー  
（岐阜県フェア、生産者等による出張販売など）
- ・農場見学、加工場見学等、生産者や加工業者との交流活動
- ・県産農畜水産物及びその加工品のレビュー など